

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1 障害者雇用 除外率引き下げ



施行日：2025年4月1日



法案 成立済 施行済



障害者雇用促進法

障害の有無に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念のもと、全ての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務がある。

一方で、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度（障害者雇用の義務を軽減する制度）がある。

この除外率が2025年4月以降、一部の業種で10%引き下げられる。なお、この除外率は2004年4月の法改正で廃止されている。現在は経過措置として一部業種毎に除外理由を設定されているため、今後も段階的に除外率を引き下げ、廃止に向かう見込みである。

【厚生労働省 リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

除外率認定業種（今回除外率に変更がある業種のみ抜粋）	旧	新
非鉄金属第一次精錬 / 精製業 / 貨物運送取扱業（一部を除く）	15%	5%
建設業 / 鉄鋼業 / 道路貨物運送業 / 郵便業（伝書便事業を含む）	20%	10%
鉄道業 / 医療業 / 高等教育機関 / 介護老人保健施設 / 介護医療院	30%	20%
林業（狩猟業を除く）	35%	25%
金属鉱業 / 次号福祉事業	40%	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
石炭 / 亜鉛鉱業	50%	40%
道路旅客運送業 / 小学校	55%	45%
幼稚園 / 幼保連携型認定こども園	60%	50%
船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

2 障害者雇用 法定雇用率引き上げ（2024年4月施行済→2026年7月にも予定あり）



施行日：2025年4月



法案 成立済 施行済



障害者雇用促進法

2024年4月より障害者の法定雇用率引き上げが行われたが、今後も2026年の引き上げが予定されており、障害者雇用の強化は進められる。

法定雇用率を下回ると、ハローワークからの行政指導が入る可能性があるほか、それでも改善されなければ企業名の公表がなされる。障害者雇用納付金の金銭的負担も発生することになる。

	2023年	2024年 4月	2027年 7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人	40.0人	37.5人

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。